

北広島町農業委員会第 36 回総会議事録

事務局 (第 36 回北広島町農業委員会総会開会宣言)

副町長 (あいさつ)

会長 (開会あいさつ)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号 1 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

会長 担当委員より説明をお願いします。

1 2 番 6 月 5 日担当委員と一緒に現地確認できました。譲受人と面談をして、確認をしました。譲受人は、空き家バンクで譲渡人の家を買われて所有権移転をされたということで、適用欄の通り譲渡人が管理ができないということで、今回もこの譲受人の方に所有権移転ということで申請をされました。他の方に迷惑をかけることもないし、機械力も労力も十分あると思いますので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと思います。許可相当と思われますご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 この件について、ご意見ご質問等はございませんか。

委員 (なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 1 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 2 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 担当委員より説明をお願いします。

1 0 番 去る 6 月 14 日に担当委員と現地を見てまいりました。また、譲受人とは電話で話を伺いました。自然農法とはどんなもんなんだろうということで、無耕起で草も刈らないそうで、そういう自然農法があるんだそうです。それに挑戦したいということであったからではあるんですが、本当に大丈夫ですか言うたら、いや、もう 24 日にはこっちの方に引

っ越しする準備、来ようと思いますという事でやる気は十分あるんだと思われま。山との谷あいにある農地で周辺からの農薬とか、そういう影響を受けることがない立地条件は非常に譲受人の思い描くマッチした農地じゃないかなと思われま。それで、ちょっと遠いところから来るということで心配はあったんですが、やる気十分あるとみて、この申請を許可してもいいんじゃないかなと思っておりますのでよろしく願ひいたします。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 これは機械とか全く今説明なかったんだけどあれの部分はどうしてでしょう。

10 番 機械については、結局草刈り機とかはやっぱ家の周りの草とかいうのは刈らないといけないので、おいおいこちちに来てからかまえるということでありま。さっき言ったように、機械ですが、無耕起栽培わかりま。だから起こさないんですよ。見たら、また同じ16日の日本農業新聞にも自然のこういうものがそういう農法があるんだということが出とった、これをやるんだなということで、機械は当面考えていないということ。草刈機等は、そういう考えだそう。

会 長 私も現地調査に立会しましたけれども、そういう農法は以前から知っておりまし、そういう熱心に思いを活かす人が増えることなら荒れた農地がいいかなと。また担当委員の方からもありまし、この一連の農地はですね、集落の周辺に位置し。町道からも離れておりまし、この辺農地とも離れておりまし、迷惑かけていうことなさそうだねと。ご本人の思う農地なのかなというように思っております。それから空き家バンク関連で入ってこられることで、譲受人がそこに住む(2-2の図面で説明)〇〇番地、ここに住んでですね、周辺農地を管理していきたいということ。譲受人のお父さんは酪農家でこの周りの農地では、大体牧草であって湿田ではないということで定義しておるのかなというふうに思いました。他に。

委 員 結局これは地縁血縁がなくてそのインターネットの空き家バンクでの情報繋がりということ。でこういうふうになったということですか。

事務局 はい町の空き家バンクに登録された家を購入されて、今後ですね、今譲受人の方が先に6月に転入という形で準備を進められております。その後ご家族もこちらの方に一緒に住んで農作業をしていくことはお聞きしました。

委 員 あまりにも遠いんで、下見とか、何回か来られたりして現地確認をされた上で。

事務局 現地の方は空き家バンクの担当者と一緒に確認をされて、そこがとても気に入られたいということで購入されることになりました。

委 員 現況が畑の田になっていますが、牧草を今やってるおられるのですか。今はもう、休耕田なのですか。

会 長 草を刈るだけの管理状態。

委員 今まで管理はされておる。

会長 そうです。地目は田ですが、状態は畑状態。

委員 無化学肥料など最近は、いろいろなところでやられとるみたいなんです、やっぱり鳥獣害の巣になるという欠点があるというもの聞いている。ここらの対策も相当やっぱりこの山が近いんで、相当覚悟が要るんじゃないかなと思うんですが。それは覚悟でやっておられるでしょうからちょっとそこら心配して。

事務局 私も近所なのでよく知っております。300m ぐらいとかそこなんですけど有害鳥獣は確かに出るところであります。

12番 出ると出るんですけど、割合ここは被害が少ないと。

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 担当委員より説明をお願いします。

8番 6月17日担当委員とともに現地にて、譲受人さんと面談を行いました。また、譲渡人とは18日、電話でのやり取りを行いまして、処理場については事務局の補足説明と同じような内容でありました。譲受人ですが、実は先ほどの2番の案件と同じような感じでして自然の強みを目指してやっておられて、この地域では、空き家バンクを使ってネットでの検索をされて、譲渡人に近い近所の所に昔住んでおられて、そういう話があって、現地を見に来られて気に入って考えとるという話でした。譲受人ですが、実は●●の近くで、実際自然農法をやっておられる実績がありまして、私も写真を見せていただきました。実際、米と大豆等を栽培されておりまして、現在4年目です。そこの地域も鳥獣害等が多いので、金網を張って、守っている状態のところを写真で見せていただきました。今現在耕作しているところが●●番地1枚なんですけど、これは近くの方が耕作をされておりまして、あとの3枚については管理はしているんですが、耕うんもしていない状態でありました。譲受人の能力についてなんですけど、自然農法のグループがありまして、そこでの農業体験も兼ねて、この地を選んで入居したいとのことでした。機械等も●●の方から持ってきて、こちらでやりたいということなので農業機械についてなども何ら問題がないと思われまして農地法第3条第2項に該当しないため、許可相当と思われまして。ご審議の方よろしく願いいたします。

会長 この件について、ご意見ご質問等はございませんか。

委員 摘要欄に書いてある現在の農地というのが先ほど説明のあった●●近くという意味合いになって、この居住地というのは、現在のこの●●のことをさしとる意味ですかね。

8 番 はい現在の譲受人の住所で間違いはないんですが、空き家バンク関連で家を買われるのも条件で考えて、この地を考えられましたので、休憩所もしくは作業する時にはこちらに泊まりたいという事なんです。今の現住所は●●になっておりますが、ゆくゆくは、今度の空き家バンクを通じても住宅になると思われます。農地なんですが●●から4時間かけて、●●まで行くとるのが、だんだんしんどいんで近場で、いいことで近いかどうか私にはよく分からない。1時間半なんで近いといえば近いのかなという話はさせていただきます。

委員 摘要欄には書いてなかったですが、1番案件も2番も3番も全部空き家バンク関連という表示があったりなかったりする。

事務局 どういう経緯かは、すいません事務局の方で、今の3番案件については、空き家バンクを通じてということの確認をしておりますませんでした。すいません。こちらに記入はしてありません。ただ担当委員さんもおっしゃられたように、譲受人とお話をさせていただき、させていただいたときに、やっぱり●●に通うのはとても時間がかかるので、それよりは近い所で、同じように耕作していきたいということはお伺いしました。

会長 他にございませんか。それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 担当委員より説明をお願いします。

6 番 6月15日担当委員とともに現地の確認に行ってきました。委託されております行政書士の方にもですね、来ていただいて確認を行っております。この中で5ページの譲受到農業経営規模1万9000㎡と書いてありますけども、これはご両親の方の経営規模でありまして、本人じゃないと思います。この経営規模はご両親の経営規模だと思います。(図面番号4-2にて説明)旧道とですね、●●番地との間にあります●●番地。後ほど5条案件で出てきますけども、ここに家を建てられて、その裏側ということですね。そこで畑を耕作されるということでございます。隣接農地には影響ないと確認をしております。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。よろしく願いいたします。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号5番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 担当委員より説明をお願いします。

職務代理者 去る6月14日担当委員と現地を見てきました。この譲受人の方から説明させてもらいたいと思いますが、今年の1月にこの近くで、ちょっとこの地図では説明しにくいんですけども、●●川の近くで、福祉施設の建設の案件が出ておりました、採択いただいたんですけども、もう1件、この今回の申請地のちょっと、●●下側の辺に当たるんですけども、この申請地はちょっともう地図で言いますと、手前の方が●●以降になるんですけども、その上に既に1回目の福祉施設を運営されております。譲受人でございます。今度、今この現地は麦が植えてありまして、見た時には、もう麦は刈ってありました。そこに両方からの施設。適用欄にありました通り、施設の方が入られて、ジャガイモとか玉ねぎそういった物を野菜を作る体験をさすんだということでございます。機械はどうするかという聞きましたら、今のところ草刈機が1本と機械は施設の子ですから、使われないという事でございます、いずれは1回はそうした感じで機械でやってかどうか分かりませんが、休憩もやるよというような事でございます、あとは鍬1本持たして、その施設の方にサツマイモとかじゃがいもとかそういった物を作る体験をさしたいということでございます。譲渡人はもう無理だから申請しようっていう事じゃないかというふうに思います。そういうことから、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の方よろしく願いいたします。

会 長 この件について、ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号6番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 担当委員より説明をお願いします。

1 番 現地の方へは6月13日に担当委員と対応させていただきました。転用の関係もあって、そういう人も参加をいただいております。現地の方へは譲渡人と現地を見ながら、いろいろ調査をさせていただきました。今説明がありましたように、譲渡人が父親で、譲受人が息子という関係での3条申請でございます。地図の方を見させていただきました、11ページの方の申請地の右隣にあるのは、県道の駐車場となっております。県道と申請地の間は駐車場ということで場所的には、農地の端っこの方に受託するというところでございます。ということで3条2項に該当しないと考えておりますのでご審議ほどよろしくお願いをいたします。

会 長 この件について、ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 なぜ今このタイミングでこの筆だけというのは何か意味あるのでしょうか。

1 番 現在息子さんが農業経営3町ということですが、これは借受面積もということでございます。譲渡人の息子さんも1人おられるんですが、83歳でもう高齢になってそろそろ少しずつ渡していこうと、現在譲渡人自身もブドウ栽培されております。全部いっぺんにとはまだ考えておられないので、少しずつというのが、譲渡人の考えなんです。時期的には本人さんの思いというのがありますので、そういった考えでおられるということで。

事務局 この後に農業施設届けの案件が出てくるんですが、農業経営を規模拡大される関係で、そこに糶摺り機とか乾燥機等を置く施設が必要ということでここを譲り渡すことにしましたということは、譲受人からお聞きしております。

会 長 その他ございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号7番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会 長 担当委員より説明をお願いします。

15 番 去る14日担当委員と一緒に現地確認をさせていただきました。譲受人とは18日にあって、お話を聞かさせていただきました。この案件は空き家バンクということで、譲渡人は●●●●におってんですけど、今まで娘さん夫婦が管理されて土曜日曜に管理されて、この度●●●●さんの長男さんが去年亡くなられて、その案件というか空き家バンクということにしたそうでございます。この譲受人は1年か2年前にも、今でも一緒に農業というか野菜をこさえていらっしゃるんですけど、うちのこれは近所なんですけど、●●●●広場というか元の小学校の後の横に畑があるんですけど、そこで一緒に私達と今、譲受人夫婦が家庭栽培を

今ちょっとやってみて、最初はジャガイモやサツマイモとか、そう簡単なもので挑みましたけど、今は玉ねぎとかにんにくを植えておってでございます。譲受人は今、空き家バンクという事で私もちょっとたまげたんですけど、これは譲渡人の隣の家なんですけど、譲受人も奥さんが熱心に野菜をこさえたということで、この空き家バンクでこの家を購入したい事でございます。機械等は、耕うん機と草刈り機は譲渡人から譲り受けましたということで、また周辺も影響はないし、今は土曜日曜しか帰れないという事ですが、ご審議の方よろしく願いいたします。

会 長 この件について、ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 譲渡人は経営面積の 324 m²というのは、何か意味がある。残りの農地は。

事務局 すいませんこの後、非農地証明で出てくる農地が 3 つあります。

委 員 これ関係ないんですが、前にも言ったんですが、今のこの案件のように県とか、広島県の畑とか言うて書いてあります。●●番地とか前にもあったんですが、駐車場になってますよという番地がありますよね。ああいうところはもう、この地図にここは県の土地で今どうなっておりますよというのを書き込んでもらっとけば、今度委員が変わる時にその地区の現状がわかるんじゃないかと思うんですが、そこらあたりは。

事務局 はい今ですね、現状地番図の方、システムの方から作成させていただいております。そういった関係で、どうしても公共事業で、改良された所というのは、農地の地目等が変わってなくて所有者のみが広島県であったり、北広島町であったりっていう表記になっております。また今後ですね。この現況地番図・位置図についてこういった方法で進めさせていただくのがいいかっていうのは、協議の場が必要だとは思っております。

会 長 その他ございませんか。それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 7 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号 8 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会 長 担当委員より説明をお願いします。

1 1 番 先ほど、3 条案件と同様なんですけれども 6 月 15 日に担当委員と行政書士の方と現地の立会いを行っていきます。今年の 4 月にですね、ここは一筆だったんですけども、3 分筆されました。これは家を建てるのに一般住宅 500 m²以下ということでされたんだと思いますけども、宅地の方が 478 で畑として 487。後何でここ残してんかなと、縦長に残して意味があるのかなお聞きしたところ。これちょっと●●番地の●●さんの下にですね、三角農地があるんですけど、これが●●さんの農地になります。その下の方に●●さんの宅地があるんですが、その斜め上に●●さんの農地があります。これを活用するためにこのツールがですね、工場が今後見るそう言うということでお話を聞いております。最終的に

はここ宅地になるのかなと思います。そこまで確認はしてませんが、国道両サイド道路、そして●●川は、畑ということで、周辺農地には影響ないという状況でございます。許可相当と思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 (挙手多数)

会 長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号9番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 担当委員より説明をお願いします。

11番 去る13日担当委員と現地確認しました。●●さんに説明を聞きに行きました雨の降る中でしたが、これはですね●●さんのお父さんと譲受人のお父さんが口約束で入ってくださってという使ってもいいですよという事で、その代わり19ページの地図見てもらえば分かるんですが、左側のさかいの所に築地を作ってくれという事が条件で、出してもらったんだという事なんだそうでございます。わずか6.6㎡ぐらいで細長くて、本当に畑とかして使い道にはなっていないので、相続で持った時にちょうどそこが残っていたという事で、譲受人が使っておられるので無償で譲渡して適正化を図りたいという事でございました。周りの畑は全部休耕になっておりまして、黒い防草シートみたいなのが張ってあって、今のところはまだ使っていないんだろうなという所が多く見られます。道ですので、その顛末書がついておりまして、何ら問題はないと思いますので、審議の方よろしくをお願いします。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 これ図面もこのようになってる案件ですかね。

事 務 局 構図の方に出てこない。国調がされていない農地です。ただ、だんごう図等を準備されて、現在の地図と照らし合わせて、ここで間違いはないということで、そういう農地の近隣の方にも同意をいただいでる案件になります。

会 長 その他ございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について申請どおり許可して良い

と思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 10 番 11 番 12 番について関連がありますので、一括で説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 担当委員より説明をお願いします。

職務代理者 まずは 10 番なんですけども、譲渡人は、この方は、数年前●●さんが来られて耕作をされておりました。●●さんが、ちょっともう 80、90 近いんじゃないかと思うんですが、4 年前にもう作らないから返すよということで返されまして、●●さんの方から農業委員会の事務局の方に電話がありまして、私の方に連絡も入りまして、近くで作ってくれる方を探しましたが、見つからずにそのままになっております。草刈りだけは毎年毎年、されておりました。6 月 14 日に担当委員と視察でございます。ということで長年、●●の方にいらっしゃいまして、忙しいという事で、草刈りだけ帰られてましたが、誰か作ってくれる方がいらっしゃらないかと探したんですけども見つからず、現行草刈りされるところにも当たられたんですけど、よう作らんよという事で返されました。これは圃場整備が進んでない田んぼです。(図面により説明) 右上の方は圃場整備がしてあるんですけども、ここは何故か圃場整備がされておられません。ということで今回、●●方に売買するという事でございます。11 番ですけども、9.1 m²その下側の青線と赤線の間になんて三角になるような 2 つありますけども、それが●●番地のこちら一応●●番地と●●番地の 9.1 と、12 番の 16 m²の土地でございます。この土地は多分道、町道を作る時に多分余った田んぼがそこにあっただけじゃないか。それも含めて●●が買うという申請でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会長 それでは 10 番、11 番、12 番について、ご意見ご質問等はございませんか。

委員 耕作者がいなかったんで、担当委員が斡旋したという事ではなくて、民で成立したという事ですか。今回は、そこにタッチしていないのですか。

職務代理者 はい。

会長 その他ございませんか。

委員 (なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 10 番及び 11 番及び 12 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 3 号 農業用施設転用について

会 長 続いて番号 13 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 担当委員より説明をお願いします。

1 番 先ほど 3 条の 6 番案件で説明をさせていただきましたが、その農地でございます。6 月 13 日に担当委員で調査をさせていただきました。申請人の立会いのもと確認を行っております。32 ページにもありますように、先ほども申し上げましたが、駐車場のボトルに位置する●●番地の一番右側に位置としては設置する予定でございます。息子さんの農業経営 3 町ぐらいを目指し今後も拡大していこうという思いがございますので、こういった旧倉庫を設置することによって、格納に使っていこうという考えてございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 それでは番号 13 番についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 この倉庫はどこから入るのですか。

1 番 これは (31、33 ページ図面にて説明) 申請地の南側下の方に申請人の自宅がある。その北側が駐車場になっているので、そこを通らせていただいて、計画地へ侵入すると、そういった侵入ですすめるという事です。

委 員 ●●の駐車場と何ですか。

事 務 局 待避所みたいに、はい。道路の横が多分その除雪機とかの待避所みたいな形で広く場所がとられているような所があるじゃないですか。そういった所になってるんですけど。

委 員 この北がですね、急な坂になります。そこでチェーンを履いたりという場所のために作られた聞いております。

会 長 他にございませんか。それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 13 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

議案第 4 号 農用地利用集積計画について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

議案第5号 農業振興地域整備計画の一部変更について

会長 事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

令和 年 月 日

会長 ⑩

議事録署名者 ⑩

議事録署名者 ⑩